

[11] 一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「児童福祉法」に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

2 条例の概要

国が定める省令に従い定めるべきものは当該基準のとおりとし、その他独自基準としては次のとおりとします。

項目	愛知県	一宮市
暴力団の排除	指定に係る申請者の要件及び事業の運営について、暴力団を排除することを規定。	愛知県と同じ
費用の請求等に係る記録の整備	指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存しなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
非常災害対策 (児童発達支援、 医療型児童発達 支援、放課後等デ イサービス)	・消火設備その他の非常災害に際して必要な整備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しなければならない。 ・非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。 ・非常災害時の障害児の安全及び障害児に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日